第１章
計画の基本となる事項

第１節　計画策定の背景
第２節　計画の期間
第３節　計画の役割と位置づけ
第４節　計画の範囲
第５節　環境基本計画の策定方針
第６節　第１次環境基本計画の総括

第１節　計画策定の背景

１-１　複雑化する環境問題

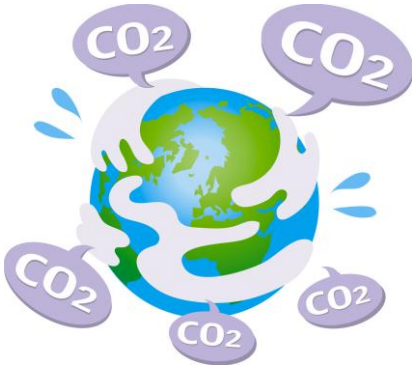

平成２６年１１月にＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）が発表した第５次評価報告書統合報告書では、人間活動により地球温暖化が進行していることが改めて確認されるとともに、今世紀末には最大で気温が４．８℃、海面が８２ｃｍ上昇する恐れがあると予測しています。また、同報告書によると、産業革命前からの気温上昇を２℃未満に抑えるという国際目標を達成するためには、今後の二酸化炭素排出量を１兆ｔ以下に抑える必要があることや、地球温暖化の深刻な悪影響を避けるために、今世紀末に温室効果ガスの排出量をほぼゼロにする必要があると指摘しています。

このような地球温暖化の影響に加え、開発による自然環境への影響、里地里山の管理など自然に対する人間の働きかけの低下、外来種の移入などにより、私たちの生活の基盤を支える生物多様性の低下の問題が生じています。さらに、近年では国境を越えて汚染が拡大する微小粒子状物質（ＰＭ２．５）など、新たな環境問題に関心が高まってきています。

これら複雑化する多くの環境問題に対して、私たちは「地域の取り組みから地球全体へ波及する取り組みへ」、「現世代から未来の世代へ」と視野を広げ、環境への負荷を最小限にするよう一人一人が努力しなければいけません。そのためには、市民・事業者・行政の各主体が連携・協力して環境の保全に関する取り組みを推進していくことが求められています。

１-２　持続可能な社会を目指すために必要な「４つの社会」

このような複雑化する環境問題に対応するため、国においては平成１９年６月に「２１世紀環境立国戦略」を閣議決定し、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」づくりの取り組みを総合的に進めていくことにより、持続可能な社会を目指すという概念を示しました。また、平成２４年４月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、これら３つの社会に加え、その基盤として「安全が確保される社会」を新たに掲げ、全部で４つの社会を目指すとしています。

さらに、持続可能な社会を構築するうえでは、環境分野のみを対象とするのではなく、経済や社会といった分野と連携し、「グリーン化」や「グリーンイノベーション」の推進の必要性についても触れています。

本市においても、持続可能な社会を実現するために必要な４つの社会を目指すとともに、グリーン経済の実現や地域の社会的課題の解決などを包括的に踏まえた施策を展開していく必要があります。

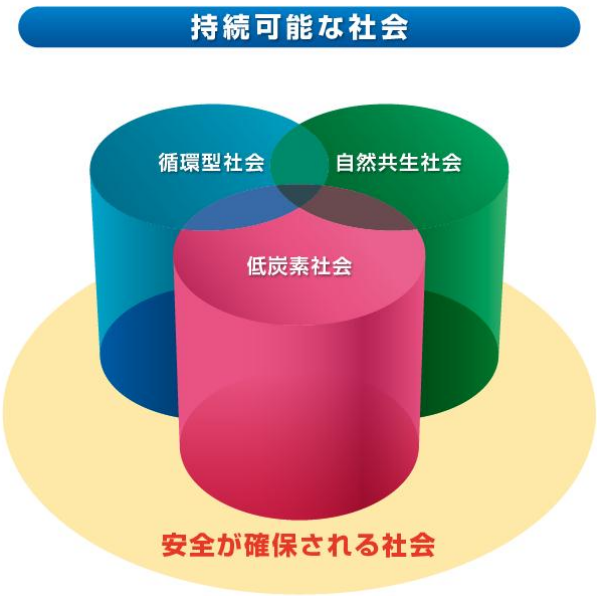

持続可能な社会を目指すために
必要な４つの社会
【資料：第四次環境基本計画】

1-3　新たな環境基本計画の策定

本市では、これまで、「静岡市環境基本条例（平成１６年３月制定）（以下「条例」という。）」に基づき「静岡市環境基本計画（以下「第１次環境基本計画」という。）」を策定し、条例に定める５つの基本理念の実現に向け、本市の自然や社会条件に応じた環境の保全に関する施策を実施してきました。

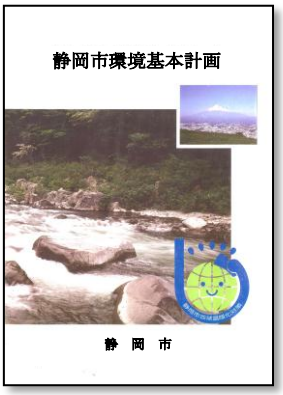

第１次環境基本計画

その結果、市民一人１日当たりのごみ総排出量の削減や汚水処理人口普及率の拡大、また、市民参画や環境教育の推進など一定の成果を上げてきました。その一方で、市民一人当たりの都市公園面積や間伐実施面積などは目標を達成できず、引き続き対応していかなければならない課題も残されました。

また、第１次環境基本計画策定以後に全国的な課題となっている東日本大震災以降の火力発電への依存度の高まりに伴う温室効果ガス排出量の増加や、大規模開発による自然環境への影響など、新たな課題への対応も求められています。

そこで、平成１７年度に策定した第１次環境基本計画が１０年の計画期間を満了したことに伴い策定する「新たな静岡市環境基本計画（以下「第２次環境基本計画」という。）」では、これらの課題への対応や国内外における持続可能な社会の構築に向けた取り組みなどを踏まえた計画としていきます。

５つの基本理念

良好な環境の保全と将来への継承（第３条）
すべての者は、市民にとって安らぎや潤いが実感できる健康で快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を保全し、これを将来の世代へ継承していかなければならない。

環境の共有性の認識（第４条）
すべての者は、市のいずれの地域における環境も、すべての市民共有の財産であるとの認識の下、生態系の多様性に配慮しつつ、自然との触れ合いのあるまちの実現を目的として、自然環境を維持し、及び向上させることについて、行動しなければならない。

環境の有限性の認識（第５条）
すべての者は、環境に関する資源が有限であるとの認識の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なまちを構築することを目的として、自主的かつ積極的に行動しなければならない。

地球環境への影響の認識（第６条）
すべての者は、その日常生活、事業活動及び施策において、それが地球環境に影響を及ぼしうることを認識しなければならない。

環境の保全の尊重（第７条）
第３条から前条までに定める理念を実現するため、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた公平な役割を分担し、その社会的経済的活動を行う際に、環境の保全を最大限尊重しなければならない。

名勝・日本平からの眺め

静岡市環境基本計画策定後の主な動き

年度	環境関連法令などの動き	静岡市の動き
H17	• 「京都議定書目標達成計画」閣議決定	• 政令指定都市へ移行 • 「静岡市環境基本計画」策定 • 蒲原町と合併
H18	• 「第三次環境基本計画」閣議決定	• 「静岡市清流条例」施行 • 南アルプス世界自然遺産登録推進協議会設立 • 「静岡市環境教育基本方針」策定
H19	• 「21 世紀環境立国戦略」閣議決定 • 「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定	• 臭気指数規制導入 • 清流の都・静岡創造推進協議会設立 • 「静岡市地球温暖化対策地域推進計画」策定
H20	• 「生物多様性基本法」施行 • 「エコツーリズム推進法」施行 • 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 • 北海道洞爺湖サミット開催 • 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正	• 由比町と合併
H21	• 「生物多様性国家戦略 2010」閣議決定	• 「静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」施行 • 「静岡市産業廃棄物処理対策基本計画」改定 • 「静岡市一般廃棄物処理基本計画」策定
H22	• 生物多様性 COP10（名古屋）開催	• 「静岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」策定
H23	• 「生物多様性地域連携促進法」施行	• 「静岡市生物多様性地域戦略」策定
H24	• 「第四次環境基本計画」閣議決定 • 「生物多様性国家戦略２０１２－２０２０」閣議決定 • 「革新的エネルギー・環境戦略」決定	• 静岡市環境マネジメントシステム(SHI-EMS)運用開始
H25	• 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行 • 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 • 「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 • 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正	• 「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」（三保松原が構成資産の１つ）が世界文化遺産に登録
H26	• 「エネルギー基本計画」閣議決定 • 「水循環基本法」施行	• 南アルプスユネスコエコパーク登録 • 「第２次静岡市環境基本計画」策定

第2節　計画の期間

第２次環境基本計画は、長期的展望に立った「基本方針」や「基本目標」を設定しますが、「目標達成に向けた施策」の実施期間は「第３次静岡市総合計画」との整合を図り、平成２７年度を初年度とし、平成３４年度までの８年間とします。

ただし、環境問題や社会的状況に大きな変化が生じた場合は、計画期間にとらわれず計画の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。

第3節　計画の役割と位置づけ

第２次環境基本計画は、条例第１１条に基づいて策定するもので、市民・事業者・市（行政）それぞれが担うべき役割を明らかにし、さまざまな主体が連携、協働しながら積極的な取り組みを促進することを目的としています。また、「第３次静岡市総合計画」に掲げられているまちづくりの目標『「世界に輝く静岡」の実現』のために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

なお、本市が進めている各種計画や施策などについては、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境分野においては第２次環境基本計画の方向性を尊重していきます。

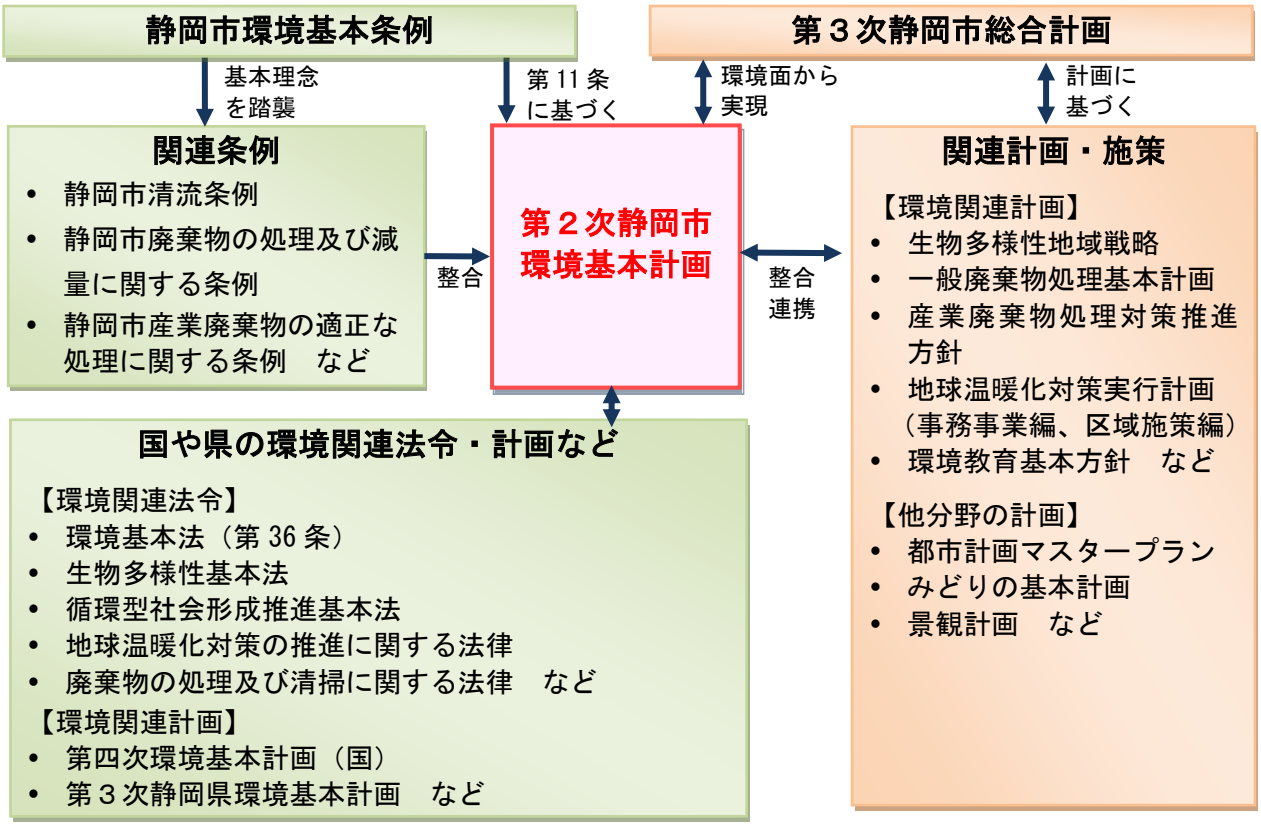

第4節　計画の範囲

第２次環境基本計画の対象となる区域は、静岡市の行政区域とします。

第２次環境基本計画の対象とする環境分野は、以下のとおりとします。ただし、環境問題は各項目が相互に関わりあっていることから、ひとつの取り組みが複数の分野に関わるものもあります。

計画の対象分野のキーワード

環境分野	環境要素の例	
生活環境	大気・悪臭、水質、騒音・振動、土壌汚染、有害化学物質、歴史・文化、景観、公園・緑地、地下水、上下水道　など	環境教育、環境学習、環境保全活動、環境情報
自然環境	森林・農地・河川・海岸、生物多様性、エコツーリズム、自然とのふれあい　など	
地球環境	エネルギー、地球温暖化、再生可能エネルギー、適応化　など	
循環環境	ごみの減量・資源化、ごみの適正処理、不法投棄、環境美化 など	

第５節　環境基本計画の策定方針

第２次環境基本計画では、以下の策定方針に基づいて、計画を策定します。

■総合計画や関連計画と効果的に連携し、実効性のある計画とします

環境基本計画は、総合計画のまちづくりの目標を環境面から実現するための計画であるとともに、環境分野における関連計画の上位計画として位置付けられます。さらに、都市インフラ整備など他分野の関連計画との調整の必要もあります。そのため、環境基本計画の策定に当たっては、総合計画や関連計画との整合を図った上で、取り組みに対する指標を設定し、それらの進捗管理を行うことで実効性のある計画とします。

■これまでの取り組みの評価及び最新の社会情勢などを踏まえた計画とします

第２次環境基本計画に掲載する事業については、第１次環境基本計画で実施した取組内容を評価することで成果や課題、問題点などを洗い出し、そこに最新の国の動向や社会情勢などを反映させた計画とします。

■市民主体のまちづくりを推進します

多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し支えあう、「共生社会」の実現のために、「知らせる」、「やってみる」、「深める」、「つながる」の４つのステップを踏んで、市民自治の意識を高めていきます。

このステップの中で、誰もが暮らしやすく、自分らしく輝くことのできる社会を目指し、市民協働などの意識の醸成に取り組むとともに、「シチズンシップ」が発揮される市民主体のまちづくりを推進していきます。

■市民・事業者意識を反映した施策体系を構築します

環境面からまちづくりの目標を実現するためには、各種施策を講じていくことが必要となります。しかしながら、限られた経営資源の中で全ての施策を実施することは困難です。そのため、第２次環境基本計画では、市民・事業者ニーズを反映し、優先的に取り組むべき項目を見極めながら各種施策を実施していきます。

■環境教育・環境学習に関する取り組みを推進します

持続可能な社会を実現するためには、市民一人一人の環境意識を醸成し、自らの考えで判断することで、環境に配慮した取り組みを実践する「人材」を育てる環境教育・環境学習がとても重要となります。

そこで、第２次環境基本計画では、より多くの方が環境に対する知識を身につけ環境保全活動に取り組んでいただくための施策を推進していきます。

第6節　第１次環境基本計画の総括

6-1　環境指標の目標達成状況

第１次環境基本計画では、５つの基本目標を実現するため、具体的な１４の「環境目標」を設定し、さらに、環境目標の達成状況を把握・評価する１４の「環境指標」を設定して、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進してきました。

平成２５年度における環境指標の達成状況のうち、「⑪エコライフ宣言数」「⑫こどもエコクラブ参加者数」「⑬環境マネジメントシステム認証取得事業所数」「⑭環境関連新産業創出数」は目標を既に達成し、「①一人１日当たりのごみ総排出量」「⑥汚水処理人口普及率」「⑦生物確認種数」は達成の見込みとなっています。

その一方で、「③環境基準達成率」「④一人当たり都市公園面積」「⑤間伐実施面積」「⑧市の事務事業からの温室効果ガス排出量」は目標の達成が困難であると考えられます。そのほかの環境指標は、単年度実績での評価又は計画策定当初から大きく社会情勢などが変化したため評価不可となったものです。

第１次計画の数値目標の達成状況

指標	策定時の値	現状（H25）	目標（H26）	評価
基本目標１：健康で安心して暮らせる生活環境の形成				
①一人１日当たりのごみ総排出量※1	1,156g/人日 (H20 年度)	1,019g/人日	1,000g/人日 (H31 年度)	○
②再生利用率（再生利用量/ごみ発生量）	16.1%/年 (H15 年度)	16.3%/年	19.3%/年	－
③環境基準達成率 （基準適合地点/全地点）	70% (H16 年度)	78.2%	100%	×
④一人当たり都市公園面積※1	5.6m²/人 (H19 年度)	5.95m²/人	8.4m²/人以上 (H29 年度)	×
基本目標２：豊かな自然の恵みの享受と継承				
⑤間伐実施面積（累計）	1,098ha (H16 年度)	9,358ha	13,350ha	×
⑥汚水処理人口普及率※1	74.0% (H15 年度)	88.6%	89%	○
⑦生物確認種数	1,702 種 (H14 年度)	1,724 種	1,702 種	○
基本目標３：地球環境保全への積極的参加				
⑧市の事務事業からの温室効果ガス排出量※1	256,487t-CO_2 (H21 年度)	256,276t-CO_2	H21 比 5%以上削減 (H27 年度)	×
⑨公共工事の熱帯材型枠使用率	50%以内/年 (H16 年度)	91.7%/年	50%以内/年	－
⑩公共交通機関（バス）利用者数	3,281 万人/年 (H16 年度)	2,739 万人/年	3,608 万人以上/年※2	－
基本目標４：市民参画と環境教育の推進				
⑪エコライフ宣言数 （H22 より「省エネチャレンジシート事業」）	4,285 枚/年 (H16 年度末)	64,426 枚/年 (H21 年度)事業終了	10,000 枚/年	◎
⑫こどもエコクラブ参加者数	延べ 6,307 人 (H16 年度末までの 5 年間)	延べ 14,489 人	延べ 12,000 人	◎
基本目標５：環境と地域活力の好循環の確立				
⑬環境マネジメントシステム認証取得事業所数	103 事業所 (H16 年度末)	296 事業所 (ISO：105、EA：191)	200 事業所	◎
⑭環境関連新産業創出数（累計）	産学研究数 10 件 ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 0 件 (H16 年度)	産学研究数 44 件 ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 35 件	産学研究数 20 件 ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 10 件	◎

注）※1：第１次環境基本計画策定後、新たに策定された個別計画の値
※2：「静岡市バス交通計画」（平成 25 年 3 月策定）では、2,891 万人/年（H29）を目標にしている。
「評価」欄は、◎：達成、○：達成の見込み、×：達成困難、－：単年度実績又は評価困難

6-2　基本目標ごとの成果と課題

第１次環境基本計画の基本目標ごとに主な成果と課題をまとめます。

■基本目標１「健康で安心して暮らせる生活環境の形成」

沼上清掃工場

本市では、資源の循環利用とごみの適正処理を推進するため、平成１９年度から「人や物を大切にする心を育む」ことを基本理念に、日本人が忘れかけている言葉「もったいない」をキーワードとして、静岡版「もったいない運動」を推進してきました。その結果、「一人１日当たりのごみ総排出量」は目標をほぼ達成することができました。しかしながら、まだ政令市平均と比較し一人１日当たりのごみ総排出量が多いことから、今後も更なるごみ減量を推進していく必要があります。

また、環境基準については、近年、汚水処理人口普及率が向上しており、河川水質ＢＯＤも改善傾向にあります。平成２０年度には大気汚染常時監視測定局の適正配置を実施し、大気汚染監視体制の整備にも努めました。しかしながら、環境基準の達成率は目標の１００％には達していないため、今後も達成率の向上が求められます。

そして、快適な生活環境を形成する都市公園については、着実に整備は進めているものの、限られた経営資源の中で大規模な整備を行うことは困難であるため、目標の達成は難しいものとなりました。今後は、無償借地による公園整備など新たな手法を踏まえた施策を実施する必要があります。

なお、再生利用率については、近年、民間による資源回収も増えており、全ての数値を正確に把握することは困難であるため評価困難としています。

■基本目標２「豊かな自然の恵みの享受と継承」

静岡市生物多様性
地域戦略

本市では、南アルプスから駿河湾に広がる豊かな自然環境を守り、育み、将来に受け継ぐため、平成２３年１１月に「静岡市生物多様性地域戦略」を策定し、里山整備ボランティアへの支援などの実施により生物多様性の保全を推進しています。その結果、希少種の生息・生育が確認されるなど、着実な成果を上げてきました。また、南アルプス地域においては、周辺９市町村と連携し平成２６年６月にユネスコエコパークへの登録が決定し、世界からも高い評価を受けています。

その一方で、広大な面積を持つ本市の森林については、後継者不足や限られた経営資源の中で大規模な整備を行うには限界があるため、「間伐実施面積」は目標の達成が困難となっています。今後は、限られた経営資源の中で、いかに森林の適正な管理を行っていくか検討を行う必要があります。

■基本目標３「地球環境保全への積極的参加」

自転車道の整備

本市では、平成２３年３月に静岡市全域からの温室効果ガス排出量の削減を目指す「静岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減を目指す「静岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。

市の事務事業からの温室効果ガス排出量については、東日本大震災以降の火力発電への依存度の高まりによる電力排出係数の増加や、静岡県からの施設の移管、また、本市施設の新設などの理由により、目標の達成は厳しいものとなりました。しかしながら、これまでの省エネルギー活動など着実な取り組みにより総排出量は減少しているため、継続

した取り組みを進める必要があります。

なお、公共工事の熱帯材型枠使用率は、工事の施工内容により使用率が大きく異なること、また、公共交通機関の利用者数は、計画当初と比較し人口減少などの社会情勢が大きく変化したことから、いずれも単年度評価としています。

■基本目標４「市民参画と環境教育の推進」

水生生物調査

本市では、環境教育・環境学習を総合的に推進するため、平成１９年３月に「静岡市環境教育基本方針」を策定しました。同方針に基づき、平成１９年度から学識経験者・地域団体・事業者・市民団体・行政などで、「静岡市環境教育推進会議」を組織し、環境教育の取組状況などの情報交換や協働による環境教育プログラムの検討・開発を実施しています。

また、環境意識の高い人の育成や環境に負荷を与えない地域づくりを目的として、自治会・町内会や学校などを「エコモデル推進地区」に指定し、日常生活における電気、ガス、水道などの使用についての工夫や、身近な自然観察、自然保護など、環境にやさしい生活に地域ぐるみで取り組んでいます。さらに、平成２３年５月には沼上資源循環学習プラザ（しずもーる沼上）、平成２６年２月には西ケ谷資源循環体験プラザ（しずもーる西ケ谷）を開設し、ごみ減量・４Ｒ推進に関する環境教育・環境学習の拠点施設として活用しています。

目標として設定した「エコライフ宣言数」「こどもエコクラブの参加者数」は着実に増加し、既に目標を達成しています。

環境を保全するためには、一人一人の環境に対する意識の醸成が欠かせないことから、今後もより多くの方に環境教育や環境学習に参加していただくための機会を創出していく必要があります。

■基本目標５「環境と地域活力の好循環の確立」

エコアクション21
取得支援セミナー

環境マネジメントシステム認証取得については、エコアクション２１の取得支援セミナーの開催や取得経費に対する助成を実施することにより「環境マネジメントシステム認証取得事業所数」が大幅に増加しており、目標を既に達成しています。

また、目標として掲げた「産学共同研究数」は着実に増加して目標を達成しており、エコビジネスの創出に繋がっています。

持続可能な社会を構築するためには、環境と経済の好循環が欠かせないことから、今後も「グリーン経済」や「グリーンイノベーション」に資する取り組みを行っていく必要があります。

■重点施策「清流の都創造プロジェクト」

清流・安倍川

市を挙げた推進体制を確立するため「清流の都創造課」を新たに設置して、本プロジェクトの推進を図ってきました。プロジェクトの核として「静岡市清流条例」を平成１８年４月に施行し、清流保全の重点区域や環境教育などによる自発的活動の促進などを定めました。また、市民・事業者・行政が一体となって「清流の都・静岡」を創造するため、平成１９年１１月に「清流の都・静岡創造推進協議会」を設立し、会員相互の情報交換、環境保全に係る調査研究などを実施することで、より多くの方に「清流の都・静岡」を認知していただきました。

6-3 市民・事業者意識調査の分析

市民及び事業者の環境に対する意識やこれまでの取組評価、今後の施策の方針などを把握するため、平成２５年度に市民・事業者意識調査を実施しました。市民２，０００人、事業者１，０００事業所を対象にアンケートを配布し、市民４２．７％、事業者４８．４％から回答をいただきました。

■環境に対する満足度と問題意識【市民】

Ａゾーン（満足度が低く、問題意識が高い）に分類された、⑩公園の広さや交通渋滞・人口減少をはじめとする社会環境、⑪地球温暖化への対応については、公園整備の進捗や地球温暖化対策の意識の高まりから、これまでの取り組みでは不十分と感じる方が多数を占めました。

そのため、これらの項目については、今後も重点的に取り組む必要があります。

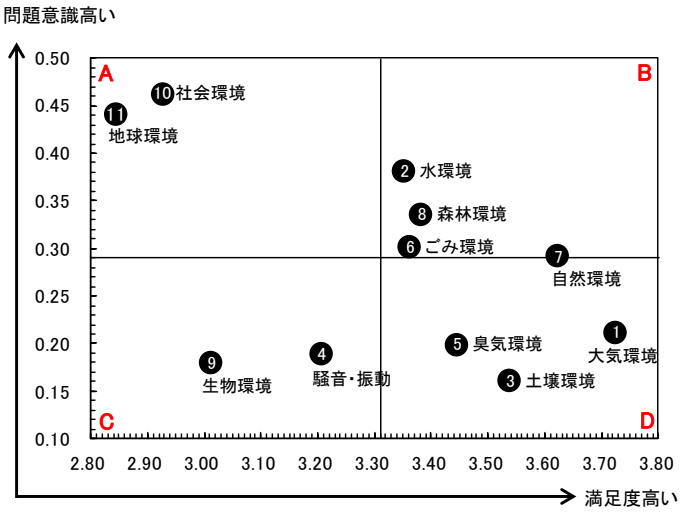

満足度と問題意識の関係（市民）

【資料：H25 市民意識調査】

■市民の取組状況【市民】

省エネルギー、ごみ減量・リサイクルなどに関する取り組みは「もったいない運動（４Ｒ）」の着実な推進により実践されている一方で、実際に環境保全活動やふれあい活動などに参加している人は少ないという結果になりました。

今後は、市民参加による環境保全活動やふれあい活動を推進していく必要があります。

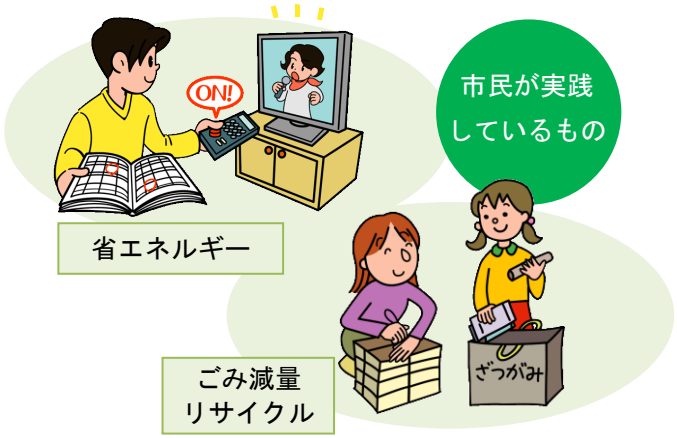

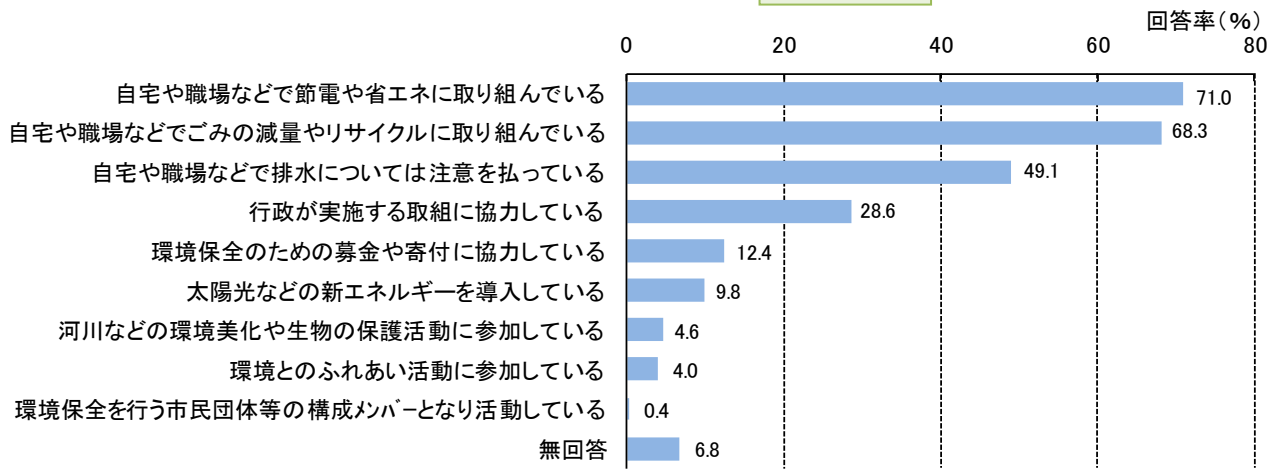

市民の取組状況（市民）

【資料：H25 市民意識調査】

■環境保全上の問題と事業活動による環境影響【事業者】

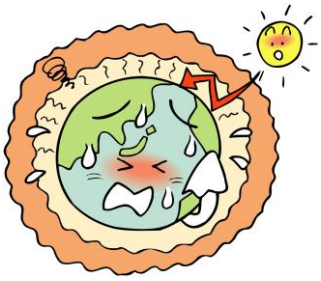

事業者が環境を保全していく上で問題と考える回答、事業活動による環境影響についての回答については、①地球温暖化や気候変動などに関わる地球環境【問題】、電気・ガス・自動車燃料の使用による地球温暖化【環境影響】、②処分場のひっ迫や廃棄物投棄などのごみ環境【問題】、廃棄物の排出【環境影響】が多数を占めました。これは、事業活動に伴う環境への影響が、そのまま問題意識に繋がっているものであり、これらの項目に対する市の施策を強く求めていることが分かります。

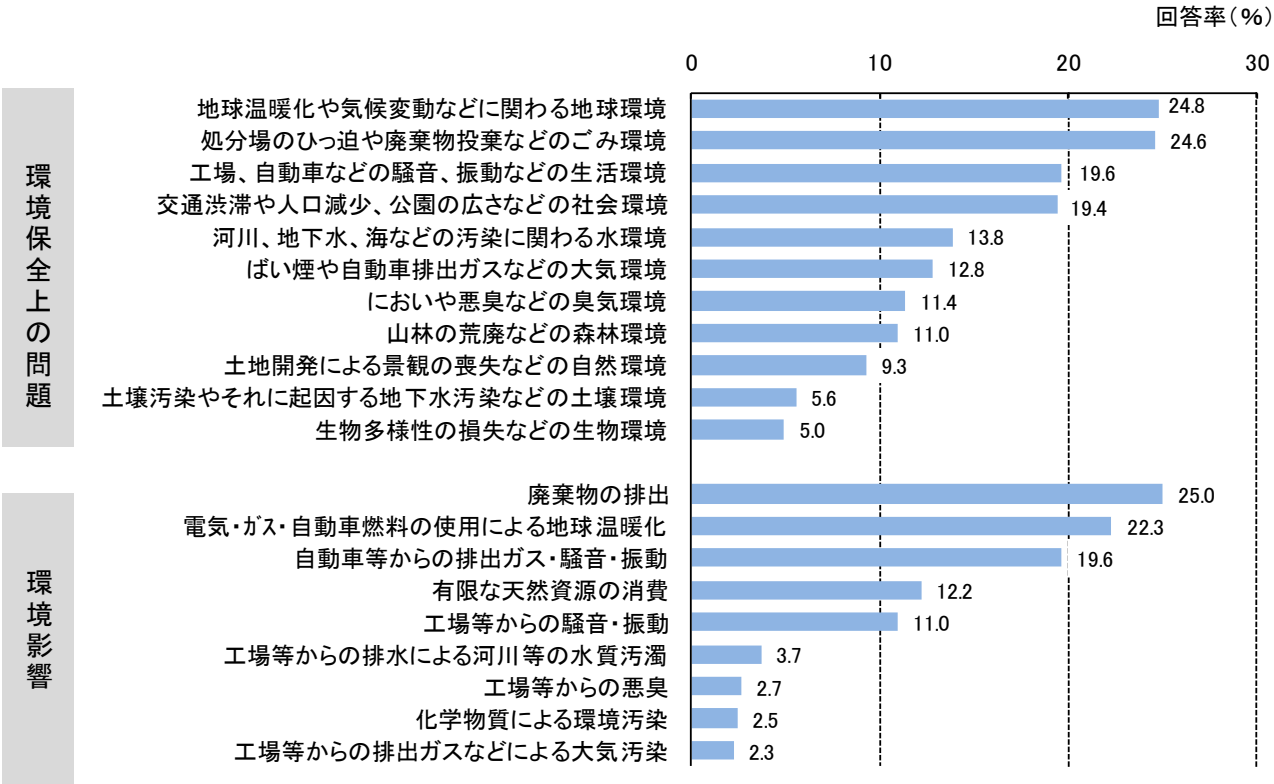

環境保全上の問題と環境影響（事業者）

【資料：H25 事業者意識調査】

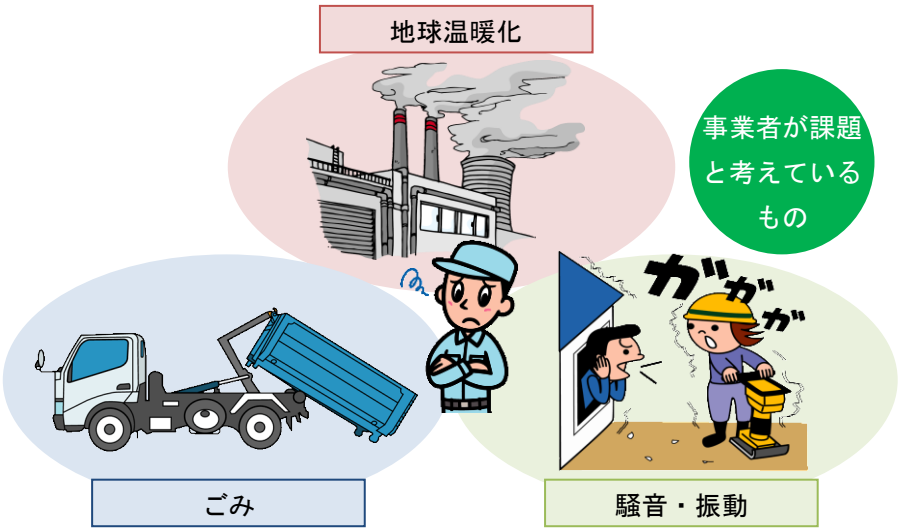

■市が進めるべき取り組み【市民・事業者】

市民の３人に１人以上が、①新エネルギーの導入促進、②もったいない運動（４Ｒ）の推進、③新しい環境問題への対応、④省エネルギー施策の推進、⑤環境を守っていくための人材の育成に取り組むべきだと回答しました。そのうち、②もったいない運動（４Ｒ）の推進については、過去の調査と比較し、より多くの方が取り組むべきだと回答し、資源循環やごみの適正処理の推進がより重要となっていることが分かります。

また、事業者が行政に求めるものについては、①行政の明確な方向性の確立、②市民に対する環境啓発が多数を占め、第２次環境基本計画においてより具体的で分かりやすい施策の実施が求められています。

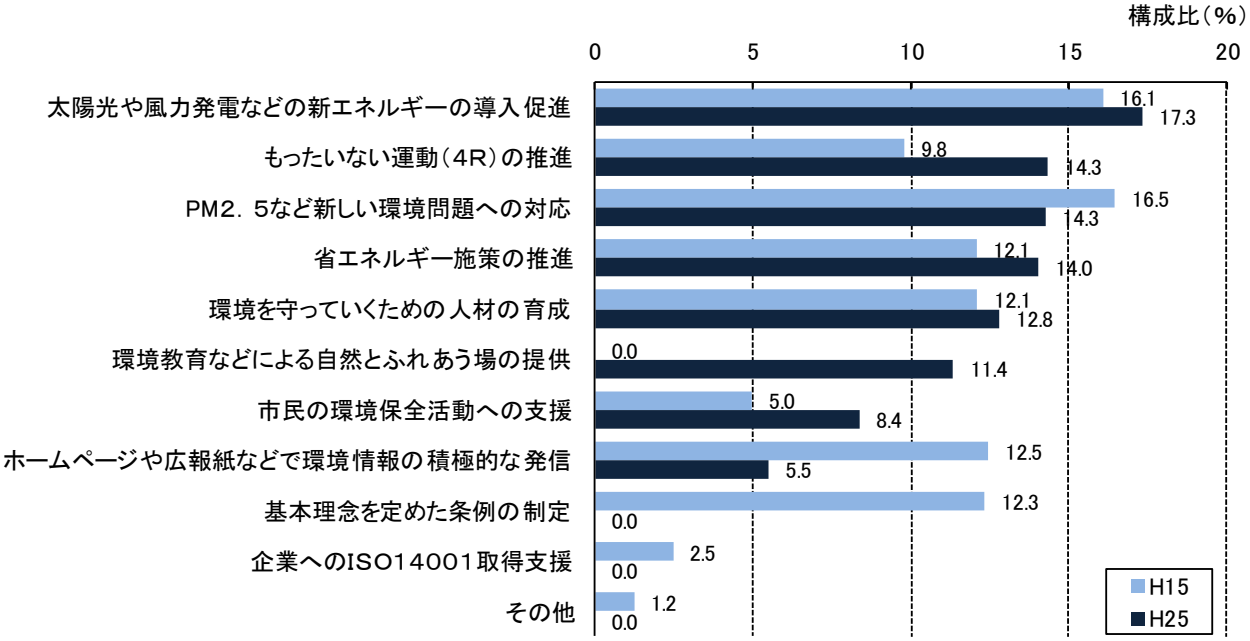

※ 構成比が「0.0%」となっている項目は、質問項目として設定していないものです。

市が進めるべき取り組み（市民）

【資料：H25 市民意識調査】

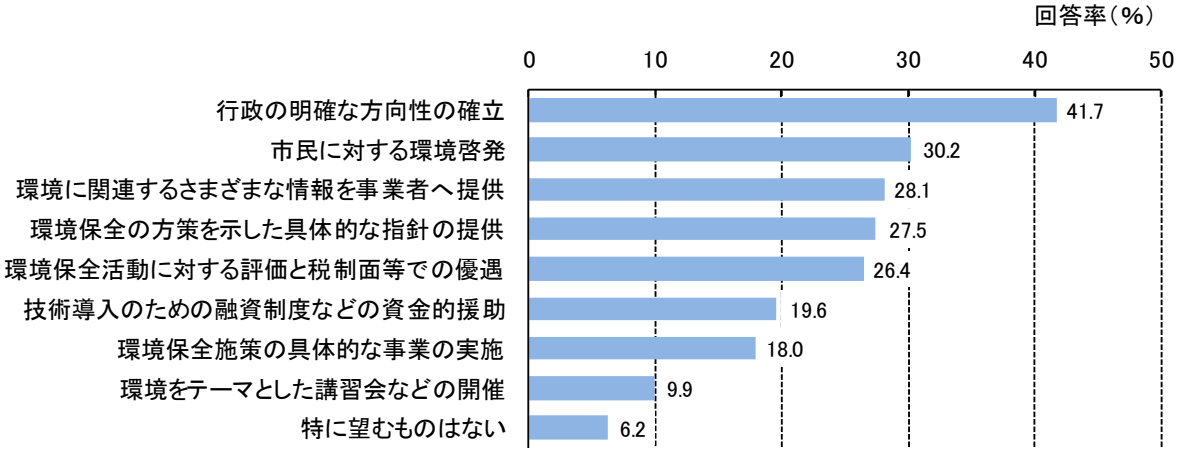

行政に期待すること（事業者）

【資料：H25 事業者意識調査】